

その煙、 ご近所迷惑となっていないですか？

野焼きなどの不適切な燃焼行為は禁止です!!



さいたま市生活環境の保全に関する条例では、
人の健康又は生活環境への支障を防止するため、
野焼きなどの燃焼行為を一部の例外を除き
制限しています。(条例第49条)

燃焼行為の制限の例外 (規則第37条、第38条)

- 1 基準に適合した廃棄物焼却炉等の適切な燃焼設備を使用する場合
- 2 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な燃焼行為や農業を営むためにやむを得ない燃焼行為又はたき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって、周辺の生活環境に与える影響が軽微なもの・・・*

罰則等

市長は、不適切な燃焼行為により人の健康又は生活環境への支障が認められる場合は、
条例に基づき行為の停止等を勧告・命令することがあります。(条例第50条)
この命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられます。(条例第130条)

* 周辺の生活環境に与える影響が軽微な燃焼とは・・・

煙の量や臭いが、ご近所の迷惑とならない程度のものであり、
近隣から苦情が発生するような場合は軽微な焼却とは認められません。

また、野外での焼却には、火災の危険が伴うことを忘れないでください。

※市に苦情が寄せられた場合は、職員が現場を確認し、燃焼行為の制限の例外に該当する
場合であっても、周辺の生活環境に支障があるときは、行為の中止をお願いすることが
あります。ご近所との関係を良好に保つためにも、「周辺への配慮」をお願いします。



注意

廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でも厳しく罰せられ、行為者は5年以下の懲役若しくは
1千万円以下の罰金に処せられます。また法人にあっては、3億円以下の罰金に処せられます。

⚠️ 最近苦情の対象として増えている燃焼行為の例

家庭菜園や庭での伐採枝、除草ごみの焼却



住宅地に近接している家庭菜園等で焼却を行うと、煙は広範囲に拡散し、臭い・灰が洗濯物や布団に付着するなどの苦情の原因となることがあります。

なお、家庭菜園は農業ではありませんので、燃焼行為の制限の例外にはあてはまりません。

ドラム缶や一斗缶での家庭ごみの焼却



「ほんの少しだから・・・」と思っても、近隣の方のご迷惑となることがあります。また、プラスチックなどの樹脂類が少量でも混入していると黒煙と悪臭発生の原因となります。

木質燃料ボイラーや薪ストーブでの焼却



廃材や樹脂、接着剤が付着した端材などを燃料にすると、有害な煙や悪臭が発生します。適切な木質燃料を使用しましょう。



ご近所への配慮をお願いします。

👉 ごみは燃やさず市のごみ収集所に出しましょう！

剪定枝や落葉の出し方

剪定枝は、1本の太さが10cmまで、長さが90cm未満、束にして30cm未満なら、3束まで出すことができます。落ち葉は、透明または半透明の袋に入れて出しましょう。(できれば週の後半の収集日に出してください。)



個人情報記載された紙ごみはどうするの？

破いて生ゴミに混ぜて出せば、他人に見られる心配は減ります。



🌸 落ち葉は堆肥化することもできます 🌸

落ち葉堆肥は、比較的簡単に作ることができ、優れた有機肥料となります。作り方はインターネットなどでもたくさん紹介されています。ぜひ、チャレンジしてみたいかがですか？



お問い合わせ

燃焼行為の制限に関する事 環境局 環境共生部 環境対策課 ☎ 048-829-1332
ごみの出し方について 各区役所 暮らし応援室へ